

給水装置工事申込書の記入方法及び注意点

令和6年度

広島市水道局

記入方法及び注意点

1 「給水装置工事申込書」様式1-1号

(1) 整理番号

この欄は水道局担当者が記入しますので空欄としてください。

(2) 水道番号

この欄は水道局担当者が記入しますので空欄としてください。

(3) 申込日

申込み年月日を必ず記入してください。（工事申込者が工事の申込みを行う年月日です。）

(4) 工事申込者

① 7ケタの郵便番号を記入してください。

② 工事申込者の住所、氏名、フリガナ、連絡先、電話番号を記入してください。

【注意】

広島市水道給水条例第16条により、工事申込者が広島市水道局の給水区域内に居住しないときは、給水区域内に居住する者のうちから給水装置管理人を定め、様式1-13号「管理人選定届」を提出してください。

広島市水道給水条例第17条により、工事申込者が複数となる給水装置工事を申し込むときは、代表者を選定し、様式1-14号「代表者選定届」を提出してください。この場合工事申込者は、選定された代表者で申し込んでください。

(5) 工事場所

① 7ケタの郵便番号を記入してください。

② 住居表示されている地区は、必ず住居表示番号を記入してください。ただし、新築建物の場合の基礎番号（〇町〇番〇号の号番号のこと）は、完成時の家屋出入り口により決定されるため、街区番号までの記入をお願いします。（完成配管図面の提出時には、住居表示番号を必ず記入してください。）

③ 方書（ビル・アパート・公園・集会所などの名称）がある場合は、下段に記入してください。

(6) 工事種別（広島市水道給水条例第7条）

該当する工事種別にレ印を記入してください。

（既設の給水装置台帳がある増設・変更・撤去・一部撤去の場合は、その給水装置台帳の番号を記入してください。）

(7) 指定給水装置工事事業者

住所、事業所名（実際に給水装置工事の事業を行う事業所）、指定番号、電話番号を記入してください。

(8) 給水装置工事主任技術者

この欄に記入する給水装置工事主任技術者は、水道局に選任の届出を行っている者の中から、申請工事場所における職務（広島市水道局指定給水装置工事事業者規程第7条）を行う者を指名してください。

給水装置工事主任技術者の免状の交付番号、氏名を記入してください。

(9) 技能を有する者

宅地内の水道メーターまでを施行する工事について、広島市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第(2)号及び第(3)号に基づき記入するものです。したがって、工事を施行する場合は、その者の資格名称、交付番号、氏名を記入してください。

（資格名称と施工範囲は P. 7 参照）

(10) 分岐等施工

① 指定給水装置工事事業者

配水管から分岐して宅地内に給水管を引き込む工事がある場合は、施行する給水装置工事事業者名、指定番号を記入してください。

② 技能を有する者

7 ページの「給水装置工事における技能を有する者」の表を参考にして資格名称、交付番号、氏名を記入してください。

(11) 支管分岐承諾者

支管分岐とは、水道局配水管以外の私設給水管から分岐することです。私設給水管から分岐する場合に給水管所有者の承諾を必要とします。

支管分岐承諾者及び次項（12）の土地使用承諾者は、利害関係人同士の問題であり、水道局は直接関与しませんが、承諾の確認のために記入をお願いしています。

被分岐管の給水装置台帳番号を記入し、承諾者の住所・氏名を記入してください。

所有者が複数の場合は、代表者による承諾としますが、例外として所有権等で係争中の幹線などは所有者全員の同意を必要とすることがあります。

【注意】

- ① 給水幹線布設時に引込みがされているものについても、承諾が必要です。
- ② [様式1-6号]「確認書（給水幹線の布設について）」がある給水幹線の既設引込み管を使用する場合は、承諾は不要です。
- ③ 調査した結果、所有者の所在が不明となっており、承諾を得ることが困難な場合は、[様式1-5号]の4（所有者不明管から分岐する場合に、分岐したことにより生じる諸問題について）を参考にしてください。
- ④ 建替え等により撤去申請を行った給水装置の既設管を再使用する場合も承諾が必要です。

(12) 土地使用承諾者

他人の土地を通過して給水管を設置する場合、あるいは、他人の土地に給水装置を設置しようとする場合に土地所有者の承諾を必要とするため、設置する給水管の口径、延長を記入し、承諾者の住所・氏名を記入してください。

【注意】

建替え等により撤去申請を行った給水装置の既設管を再使用する場合も承諾が必要です。

(13) 新設水道メーター

- ①給水装置工事の完成後に必要なメーターの口径、個数を記入してください。
- ②メーター受領予定月については給水装置工事の完成予定月を記入してください。

(14) 既設水道メーター

給水区域内に撤去工事があり、施設整備納付金の差額計算を希望する場合は、撤去メーターの給水装置所在地、既設給水装置台帳番号、撤去整理番号（同時申込の場合は、撤去整理番号が確定後に水道局担当者が記入します）メーターの口径・個数を記入してください。なお、新設と撤去の工事場所が同一場所でない場合であっても差額計算は可能です。

（例、立ち退きなどで違う場所に新設する場合）

新設工事完了後に撤去工事のある事が判明しても施設整備納付金の差額再計算や還付はできませんのでよくご確認ください。

【注意】

- ① 既設給水装置台帳ごとに記入してください。
- ② 差額計算を希望するメーターが無い場合には、「無し」と記入し斜線を引いてください。

(15) 備考

排水設備工事届出済の確認

新たに下水を公共下水道等に流入させることとなる場合には、下水道局へ届出済であることを証明するため、備考欄へ下水道局等の証明の押印を受けるか、証明となる書類を添付してください。（例：水洗便所への変更工事等）

(16) 所有者異動

この欄は水道局担当者が記入しますので空欄としてください。

2 「申請配管図面及び使用材料」様式1-3号

(1) 整理番号

この欄は水道局担当者が記入しますので空欄としてください。

(2) 工事場所

「給水装置工事申込書」の工事場所と同じ住所であることを確認し、記入してください。

(3) 工事申込者

「給水装置工事申込書」の工事申込者と同じ申込者であることを確認し、記入してください。

(4) 申請配管図面

図面作成（要綱 P.1-2-21）

表示線、標準記号、管種、口径、縮尺は要綱等の基準を満たしてください。

特に、配水管の管種・口径、分岐引込み給水管の管種・口径については注意してください。

(5) 使用材料

給水装置工事に使用する材料を記入してください。

① 使用する材料の品名（H I V P、混合立てカラン、給湯機など）、寸法、数量、単位を記入してください。

② 配水管から分岐して水道メーターまでの使用材料は、水道局指定の材料を使用していることを確認してください。

使用材料についての注意事項

- ① 給水装置工事主任技術者は、水道局から基準適合の確認方法などの資料提出を求められた場合には、証明書等により規格や基準適合の状況を説明していただきます。

《参考》日本水道協会 品質認証検索ページ

http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do

申請書に基準適合証明書を添付する必要はありません。

(基準適合の確認は、給水装置工事主任技術者の職務として水道法第25条の4第3項第三号で規定されていることから、給水装置工事主任技術者が確認と説明ができることを前提としているためです。)

- ② J I S規格の製品のうち水道用でないものは、基準適合品となりません。

例として、ポリブデン管や架橋ポリエチレン管は、J I S規格で一般用規格と水道用規格があるので、水道用規格であることを確認する必要があります。また、青銅製のゲート弁などの規格である青銅弁規格(JIS B 2011)では、同一規格内に一般用と水道用があるため、飲用に使用する場合は、浸出性能試験を行っている水道用の製品であることを確認する必要があります。

【注意】

広島市では配水管の分岐からメーターまでの工事を施工する場合の材料、工法を指定(水道法施行規則第36条第三号)しています。このため、サドル付分水栓、メーター用ボール伸縮止水栓、メーター用逆止弁などは、水道法で定める基準に適合しており、かつ、管理者指定品であることが求められます。

既設材料の扱いについて

新設工事とは、新たに配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具を設置する工事をいいますが、道路内の引込み給水管、宅地内の給水管の一部、また、カーンなどの給水用具を継続して使用する場合があります。

この場合の材料は、すべて既設材料として扱います。

- ① 使用材料欄の右側の列から材料を記入し新設材料と区別してください。
② 品名の前に○印を付けて既設材料と判断できるようにしてください。

使用材料欄の上段に「(○印は給水装置台帳 第△△△-△△△△号の既設材料)」と記入してください。

(参考)

自家用給水設備を給水装置に切り替える場合(要綱 P. 1-10-1を参照)

使用材料欄の上段に「(○印は給水装置台帳 第 自家用給水設備 号の既設材料)」と記入してください。

※ 付近見取図

- ・ 申請時の付近見取図については、用紙の大きさがA4判のものを添付してください。
- ・ 完成時は「付近見取図及び使用材料」様式1-4-2号を使用してください。
- ・ 「給水装置工事申込書」の工事場所に記入された住所と間違いのないことを確認してください。
- ・ 工事場所から、概ね半径150m以内の主要な目標、隣家の名称及び住居表示番号を記入してください。
- ・ 付近見取図で、申請している敷地の確認ができるよう、ハッチング（赤色）及び引き出し線にて工事場所を表示してください。

（参考）

- ① 階数には地階を含みません。
地階とは、地盤下に床があり、天井高の3分の1以上が埋まった構造のものをいいます。
- ② 階数は、配水管の布設地盤を基準とします。
団地等の傾斜地の場合、配水管布設地盤から最高位水栓までの高さが7.5mを超える場合に水理計算を必要とする場合があります。（水圧低下地区等）
- ③ 給水装置工事主任技術者の職務は水道法で定められています。

凡例

- ・ 囲み文字は、申込書類の項目名等です。
- ・ 囲み文字に網掛けをしている項目は、必要に応じて記入する項目です。
- ・ **【注意】**は、その欄を記入する際の注意事項です。
- ・ **（参考）**は、申請時の一般的な事項です。

例規集ホームページ <http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>

給水装置工事における技能を有する者

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。(水道法施行規則第36条第2号)

この水道法施行規則のもと、広島市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号に規定している技能を有する者の資格名称と施工範囲は下表のとおりとする。

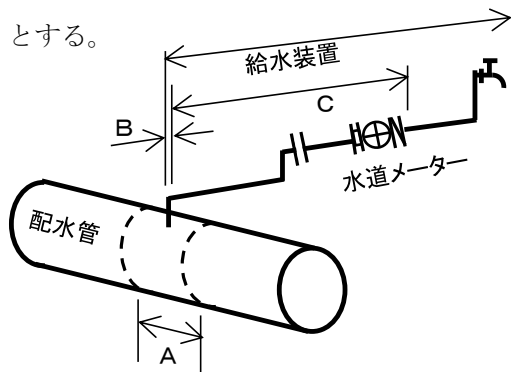
資格名称	A (切管分岐)		B (不断水分岐)		C (給水管配管)	
	配水管種		分岐材料		給水管種	
	铸铁管	合成樹脂管 鋼管	サドル付分水栓	不断水用T字管 (耐震型も含む)	铸铁管	合成樹脂管 鋼管
広島市水道局 広島市水道局配管工 (平成9年度まで試験実施)	○	○	○	○	○	○
(公益社団法人) 日本水道協会 配水管工技能講習会 修了者	○	—	—	△	○	—
(一般社団法人) 日本ダクティル鉄管協会 日本ダクティル鉄管協会接合講習会 修了者 (平成19年から開催のJDPA継手接合研修会受講者を除く。)	○	—	—	△	○	—
(公益財団法人) 給水工事技術振興財団 給水装置工事配管技能検定会 合格者 (平成24年度から開催)	—	○	○	△	—	○
給水装置工事配管技能者講習会 修了者 (平成23年度まで開催)	—	○	○	△	—	○
給水装置工事配管技能者 認定者 (給水装置工事配管技能者認定協議会)	—	○	○	△	—	○
職業能力開発促進法に規定する配管技能士 ・一級 ・二級 ・三級 (建築配管作業)・(国家資格)	—	—	—	—	—	○
職業訓練校の配管課程修了者 (広島県立広島高等技術専門学校には課程がない。)	—	—	—	—	—	○

(注1) 施工範囲について、○は施工可、—は施工不可、△は資格の他に施工実績を確認し施工可とする。

(注2) 国土交通省の管工事施工管理技士(1級・2級)は実技試験を実施していないため、技能を有する者に該当しない。

(注3) 上記の資格名称又は施工範囲以外の場合、適切に作業が行える技能を有する者であることを工事経歴書及び施工実績の提出により確認できたときは施工可とする。

(注4) 耐震型不断水用T字管については、各メーカーから発行される講習修了証を確認し施工可とする。



凡例

A：配水管の切管を伴う分岐（切管分岐）

B：不断水工法による分岐（不断水分岐）

C：配水管への取付口から水道メーターまでの給水装置工事（分岐工事は含まない）

《関係法令の抜粋》

水道法（昭和32年6月15日 法律第177号）

（給水装置工事主任技術者）

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他国土交通省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

水道法施行令（昭和32年12月12日 政令第336号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。

二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。

水道法施行規則（昭和32年12月14日 厚生省令第45号）

（給水装置工事主任技術者の職務）

第23条 法第25条の4第3項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡（事業の運営の基準）

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第三号の確認の方法及びその結果

様式の各項目に対する注意点

様式 1-1 号「給水装置工事申込書」

整理番号及び水道番号欄は、局担当者が記入します。

工事申込者が申込みを行う年月日を記入してください。

工事申込者の郵便番号・住所・氏名・フリガナ・連絡先・電話番号を記入してください。

様式1-1号
給水装置工事申込書

(あて先)
広島市水道事業管理者

整理番号 第 _____

水道番号 _____

申込日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

工事申込者 郵便番号 _____

工事場所の郵便番号と住所を記入してください。
また、方書（ビル・アパート・公園・集会所などの名称）がある場合は、下段に記入してください。

該当する工事種別にレ印を記入してください。
また、増設・変更・撤去・一部撤去の工事のときは、給水装置台帳番号を記入してください。

住所 (フリガナ) _____

氏名 _____

連絡先 自宅 呼出し 勤務先

電話番号 _____

工事申込者は、次のとおり給水装置工事を申し込みます。
本装置工事を申し込むにあたり、広島市水道給水条例及び関連規程を守るとともに、第三者からの申し立てを受けるときは、協力して責任をもって解決します。また、当該給水装置工事の手続及び施行に関しては、以下に記載する指定給水装置工事事業者が責任を負います。
なお、本工事に係る施設整備納付金の納入通知書については、当該指定給水装置工事事業者に交付してください。

この給水装置工事に選任される給水装置工事主任技術者の交付番号と氏名を記入してください。

給水装置工事を行う指定給水装置工事事業者を記入してください。
指定番号・住所・事業所名・電話番号を記入してください。

宅地内の水道メーターまでの工事がある場合は、技能を有する者の資格名称・交付番号・氏名を記入してください。

郵便番号 _____

事業所名 _____

指定給水装置工事事業者 指定番号 _____

給水装置工事主任技術者 技能を有する者 交付番号 第 _____ 号 資格名称 _____

氏名 _____

指定給水装置工事事業者 技能を有する者 指定番号 _____ 資格名称 _____

氏名 _____

分岐等施工 _____

私設給水装置から分岐する場合は、その被分岐管の給水装置台帳番号を記入し承諾者の住所・氏名を記入してください。

配水管から給水管を分岐する、または分止めする工事がある場合は、指定給水装置工事事業者と技能を有する者を記入してください。

支管分岐 承諾者 住所 _____ 氏名 _____

土地所有 承諾者 住所 _____ 氏名 _____

管口径 _____ mm 延長 _____

他人の所有地に給水管を埋設する場合は、その埋設する管の口径・延長距離を記入し承諾者の住所・氏名を記入してください。

新設水道メーター 口径・個数 _____

既設水道メーター 口径・個数 _____

メーター受領予定月 令和 ____ 年 ____ 月

給水装置所在地 給水装置台帳番号 撤去整理番号

給水装置工事の完成後に必要な水道メーターの口径・個数を記入してください。
また、メーター受領予定月には工事の完成予定月を記入してください。

所有者異動欄は、局担当者が記入します。

所有者異動 住所 _____ 氏名 _____

給水区域内に撤去工事があり、施設整備納付金の差額計算を行う場合は、その給水装置の所在地・台帳番号・撤去整理番号・水道メーターの口径と個数を記入してください。

様式 1-2 号「給水装置工事申込書【臨時用】」

整理番号及び水道番号欄は、局担当者が記入します。

工事申込者が申込みを行う年月日を記入してください。

工事申込者の郵便番号・住所・氏名・フリガナ・連絡先・電話番号を記入してください。

様式1-2号

給水装置工事申込書【臨時用】

(あて先)
広島市水道事業管理者

工事申込者

郵便番号 _____

住所 _____

(フリガナ)

氏名 _____

連絡先 自宅 呼出し 勤務先 携帯
電話番号 _____

該当する工事種別にレ印を記入してください。

また、増設・変更・一部撤去の工事のときは、給水装置台帳番号を記入してください。

この給水装置工事に選任される給水装置工事主任技術者の交付番号と氏名を記入してください。

宅地内の水道メーターまでの工事がある場合は、技能を有する者の資格名称・交付番号・氏名を記入してください。

配水管から給水管を分岐する、または分止めする工事がある場合は、指定給水装置工事事業者と技能を有する者を記入してください。

他人の所有地に給水管を埋設する場合は、その埋設する管の口径・延長距離を記入し承諾者の住所・氏名を記入してください。

工事場所の郵便番号と住所を記入してください。
また、方書（ビル・アパート・公園・集会所などの名称）や工事現場名（〇〇邸新築工事現場など）がある場合は、下段に記入してください。

給水装置工事を行う指定給水装置工事事業者を記入してください。
指定番号・住所・事業所名・電話番号を記入してください。

私設給水装置から分岐する場合は、その被分岐管の給水装置台帳番号を記入し承諾者の住所・氏名を記入してください。

臨時用水の使用目的に該当する項目へレ印を記入してください。
その他は、仮事務所、仮店舗等の名称を記入してください。

認定計量方式の場合、水道料金等通知書の該当する項目にレ印を記入してください。
水道メーターを設置する方式の場合、設置する水道メーターの口径・個数、受領予定月を記入してください。
また、臨時用水道の使用料金支払者を記入してください。

臨時用水の使用期間を記入してください。
(認定計量方式は6か月、水道メーターを設置する方式は2年以内)

私(工事申込者)は、次のとおり給水装置工事を申し込みます。
この給水装置工事を申し込むにあたり、広島市水道給水条例及び関連規程を守るとともに、第三者から異議の申立を受けたときは、私方で責任をもって解決します。また、当該給水装置工事の手續及び施行に関し、以下に記載する指定給水装置工事業者に委任します。

工事場所 郵便番号 _____	工事種別 <input type="checkbox"/> 新設・撤去 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 一部撤去
指定給水装置工事事業者 指定番号 _____	給水装置台帳番号 _____

住所	指定給水装置工事主任技術者 交付番号 第 _____ 号 氏名 _____	技能を有する者 資格名称 _____ 氏名 _____
事業所名	指定給水装置工事事業者 指定番号 _____ 分岐等施工	技能を有する者 資格名称 _____ 氏名 _____

承諾者 住所 _____ 氏名 _____	土地使用者 住所 _____ 承諾者 氏名 _____	管口径 _____
-----------------------------	--------------------------------------	-----------

臨時用水の使用目的及び期間に関すること。

使用目的 <input type="checkbox"/> 工事用水 <input type="checkbox"/> 仮設建物 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	使用期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
---	--

臨時用水の計量方式に関すること。

<input type="checkbox"/> 認定計量方式(水道メーターを設置しないもの)	備考
<input type="checkbox"/> 水道料金等通知書 <input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 工事業者	
<input type="checkbox"/> 水道メーターを設置する方式	
メーター口径・個数 _____ 個	メーター受領予定月 _____ 年 _____ 月
水道料金等支払者 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____	

様式 1-4-1 号「給水装置完成配管図面」

給水装置工事場所を記入してください。

承認書の整理番号を記入してください。

様式1-4-1号		整理番号	第	号
給水装置完成配管図面		水道番号		
設置場所				
(縮尺 1 /)				

水道番号欄は、局担当者が記入します。

図面の縮尺は、1/100 または 1/200 を標準として作成してください。

配管図の方位は、用紙上部を北としてください。

工事申込者の住所・氏名を記入してください。

給水装置工事事業者の事業所名の記入をしてください。

工事申込者				指定給水装置工事事業者				
住 所								
氏 名								
令和	年度	第	号	監督員	係長	課所長	完成図受付	残留塩素濃度確認 (0.1mg/l以上)
配水管 新・増・移設工事			月 日				年 月 日	令和 年 月 日
								大きさ A 黒

残留塩素濃度確認欄は、局担当者が記入します。

